

<b>全国一般 闘争情報</b>	<i>No 102</i> 2006.4.28
	東京都千代田区 六番町1 TEL 03-3263-0441 FAX 03-3263-0936

2006年4月25日

全国一般評議会五役会議確認

## 2006 夏季闘争方針

### 1. 情勢の特徴

#### 1. 2006 春闘での特徴と中小企業の実態

(1) 3月15日の自動車、電機、鉄鋼などの大手製造業の集中回答はトヨタ自動車が1,000円(ベア) + 定昇6,900円、電機は富士通が1,000円の回答に対し日立、松下が500円と上げ幅がばらつき、横並びが崩れた。

また、空前の活況を呈する鉄鋼は、業績向上を一時金の上乗せにとどめ、賃上げの部分では継続協議となった。

自動車、電機をはじめ金属労協が5年ぶりに賃金体系維持に加え、「賃上げ回答」を引き出すなど、昨年までの「ベアゼロ」春闘から一步踏み出す一方で、業種や企業間での分断回答となるなかで、春闘の相場形成力・波及力は低下し、中小にもマイナス波及として影響した。

(2) 上場企業がバブル期を上回る過去最高の収益を上げるなど景気回復が言われるなか、日本経団連は、好業績企業の賃上げを事実上容認。その一方で、「横並びで賃金水準を底上げするベアは企業の競争力を損ねる」とも言ってきた。そうした経営側の意思が今回の一斉回答に映し出されるものとなった。

(3) 連合はこれまでの賃金カーブ維持分(中小は賃金カーブ維持分4,500円)から、06春闘ではそれに加え生活向上・格差是正分の要求など「積極的な賃金改善」を提起し、全国一般も8,000円以上の要求基準をかかげて二極化社会の是正・中小・非正規雇用労働者の生活・雇用を守るための闘いをすすめてきた。

全国一般の妥結平均は4,077円(1.73%)、加重平均4,434円(1.79%)と昨年実績を上回り健闘。しかし、ゼロ回答(4月21日現在)や昨年実績を下回る職場も多く、5段階の闘いへと引き継ぐ職場が過半数となっている。

(4) グローバル化による世界的な規模で人とモノの移動がすすみ競争が一段と激化してい

る。これを後押ししているのが、小泉政権による規制緩和・構造改革である。

職場では、低賃金・労働強化、非正規雇用労働者の増大が一層すすみ、中小企業においては、原材料の高騰と製品単価の下落に加え、親会社からの単価切下げや銀行の貸し渋り・貸し剥がしによる厳しい経営実態が依然としてつづいている。

また、生活面では生活苦を理由とした自殺者の増大、生活保護世帯 100 万突破、勤労世帯の可処分所得の減少がつづくなど、勤労国民の生活は悪化の一途をたどっている。増税・負担増、年金保険料の引き上げ、所得税・住民税の定率減税の 06 年からの半減、07 年廃止などがさらに追い討ちをかけている。

- (5) こうしたなかで、全国一般が毎年取り組んでいる賃金・労働条件・雇用、家計の実態調査でも明らかのように、中小労働者と全国一般の組合員の生活は年々厳しくなっており、我慢は限界にきている。

賃金引き上げで格差是正・安心して生活できる賃金・労働条件を確保するために精力的な闘いを展開していかなければならない。

全国一般は 06 春闘で 4 月末決着をめざし闘いをすすめてきたが、5 月段階へと突入する未解決職場においては、各地本が一層の指導力を持って早期解決に取り組んでいく。

また、生活権確保のための日常的な職場や地本での活動を強めるとともに、年収アップをはかる夏季一時金闘争にも春闘の闘いの教訓や総括を活かしながら全組合員参加のもとで運動を強化していく。

## 2. 憲法改悪に反対し、平和と民主主義を守る闘いの強化に向けて

小泉政権誕生以降、自衛隊の海外派兵が強行され、侵略戦争を美化し歴史を歪める教科書の文科省の検定合格、首相による靖国神社の参拝など反動が強められてきた。

そして、いま米軍再編成と合わせてこれまでの日米安保体制をさらに踏み越えた日米軍事同盟体制づくりや、国会での憲法改悪に向けた国民投票法案と教育基本法改正、共謀罪の法案制定の動きが急速にすすむなど重大な局面を迎えている。

われわれは、こうした動きを許さず、平和フォーラムなどと連携し職場・地域、院内外での取り組みをさらに強化し、憲法改悪に反対し、平和と民主主義を守る闘いに全力を上げていく。

## II. 夏季一時金闘争の要求と課題

### 1. 夏季一時金

#### (1) 主要製造業の主な産別構成組織の回答状況

(年間一時金・加重平均)

《月数集計》	(2006 回答)	(昨年実績)
●自動車総連	5.47 カ月	5.35 カ月
●電機連合	4.82 カ月	4.72 カ月
●基幹労連	5.21 カ月	4.87 カ月
●J A M	4.86 カ月	4.70 カ月
《額集計》	(2006 回答)	(昨年実績)
●電機連合	1,443,014 円	1,407,492 円
●基幹労連	1,578,204 円	1,462,895 円

● J A M                      1,438,333 円                      1,389,820 円

(季別・夏冬型の夏分一時金・加重平均)

《月数集計》	(2006 回答)	(昨年実績)
●自動車総連	2.73 カ月	3.35 カ月
●電機連合	2.40 カ月	2.32 カ月
●基幹労連	2.62 カ月	2.44 カ月
●J A M	2.39 カ月	2.30 カ月
《額集計》	(2006 回答)	(昨年実績)
●電機連合	718,483 円	699,688 円
●基幹労連	786,362 円	728,852 円
●J A M	686.828 円	658.502 円

## (2) 夏季一時金 3 カ月以上の獲得

ここ数年、業績反映を基本賃金から一時金に求める動きが急速にひろがり、トヨタ、マツダなどでは満額回答が示されてきた。大手企業の収益回復には、雇用の削減などのリストラ効果と下請け関連へのコストダウンなど、中小の犠牲をとまなうものとなっている。そのなかで、大手と中小との格差もさらに広がっている。

全国一般が取り組んだアンケート調査では、多くの組合員が「一年前と比べて生活が苦しくなった」と答えており、年齢が高くなればなるほど生活の苦しさを訴える組合員の比率は高く、貯金の切り崩し、借金をして何とか生活を維持している現状にある。

一時金は、「月々の賃金の後払い」であり、生活維持のための年収として大きな割合を占め、ローン返済や月々の家計の赤字補填に欠かせない重要なものとなっている。年収と実質賃金を確保していくために、夏季一時金 3 カ月以上要求の獲得をめざして闘いを強化し取り組んでいく。

## (3) 長期不況と価格競争、大手企業からの一方的な取引単価の引下げなど、中小企業は厳しい経営実態に置かれている。それは構造的なところからきていものが大きい。そのなかで、「成果」「業績」を上げようといくら一職場、一企業が懸命になっても売上は上がらない。そうした点からも、業績連動方式賃金制度には全国一般は強く反対していく。

あらゆる格差の拡大に歯止めをかけるために、職場闘争と政策・制度の取り組みに全力を上げていく。

## 2. 2006 春闘未解決要求の前進

### (1) 春闘での未解決の職場改善のための統一要求については、継続した粘り強い要求と取り組みによって実現をはかっていく。

とりわけ、定年延長・継続雇用における「高年齢者雇用安定法」が改正され、本年 4 月 1 日施行で 65 歳までの継続雇用が義務化された。しかし、中小企業で 5 年、大手企業で 3 年間は労使協定で、それが整わない場合は就業規則をもって希望者全員を対象としなくてもよい、との経過措置処がもうけられている。ただし、法の趣旨はあくまでも全員雇用が原則とされている。しかしながら、厚生労働省が作成したパンフに雇用選別の「対応マニュアル」が掲載されたことも後押しして、企業によっては厳しい

条件を加えて雇用選別をはかる動きが出ている（「対応マニュアル」は、その後訂正された）。

会社との話し合いが整わず継続協議となっている職場においては、地方本部も入り組織をあげた対応をはかり、法の趣旨である希望者全員が継続雇用されるよう取り組みを強めていく。

- (2) 労働条件の変更・雇用確保に関する事前協議・同意約協定締結の要求の取り組みの前進をめざしていかなければならない。企業の経営実態や企業グループ・取引先実態を日常的に把握するとともに、労働債権確保に関する協定、退職金の増額と保全制度などの点検、見直しを重点課題として取り組みをすすめていく。

また、労働者と労働組合に悪影響を及ぼす労働契約法に反対をし、そのための学習をあらゆる場において積極的にこなしていく。

### 3. 組織拡大・強化のとりくみ

組織拡大・強化においては、通年での全国一般ホームページやメールを活用した労働相談活動。また、春闘期においては全国一斉労働相談・組織化ピラを使って駅頭・団地・集合住宅での一斉配布や組合員の居住地区への配布行動などとさまざまな形で取り組まれてきた。

これらの活動をしっかりと積み重ね組織化の窓口を精力的に広げるとともに、労働行政改善への働きかけも強めていくことが必要である。

第59回定期全国大会の運動方針や06春闘方針で確認した「一人ひとりが加盟する個人加盟型の組織」の立ち上げと「組織拡大委員会」を設置して、組織拡大を積極的に取り組んでいく。

### 4. 争議組合支援

破産法・民事再生法による倒産闘争、組合つぶしを目的とする解雇・差別・脱退攻撃など不当労働行為の闘いが、県労委・中労委・地裁・高裁の場と地域・職場で地本指導のもと展開されている。そのなかで、争議解決が図られ新たな労使関係の確立にむけた努力もされている。

争議は権利闘争の最前線であり、争議職場の闘いを組合員が実体験することで労働者の権利を再学習し、職場活動家を作り上げていく機会となる重要な闘いの場でもある。

争議職場の仲間を地本全体で包み、夏季一時金闘争と同時に物販・カンパ活動を組織し、あらゆる支援活動を積極的に取り組んでいく。

## III. 要求基準と闘いの日程

夏季一時金の要求基準と闘争戦術日程は次の通りとする。

◎夏季一時金要求	3カ月以上
◎統一要求日	6月 2日（金）
◎統一回答指定日	6月 9日（金）
◎支給日	7月上旬
◎闘いのヤマ場	6月中・下旬にかけて地本単位で設定

以上